

生活福祉資金制度とは

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援により世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

※この制度は貸付であり、給付ではありません。

貸付後の償還（返済）計画を、一緒に検討していただく必要があります。

※世帯単位での貸付制度です。

申込者（借受人）は原則として生計中心者となります。

※世帯の生活の安定や経済的自立を支援するため、世帯の家計状況を詳しくお伺いします。

※他方、他制度（日本学生支援機構、母子父子寡婦福祉資金、沖縄県振興開発金融公庫等）の利用が優先されます。

民生委員による援助活動

民生委員は、資金の貸付対象となる世帯について調査を行い、その実態を把握し、資金貸付の紹介など必要な情報提供を行うとともに、県社会福祉協議会および市町村社会福祉協議会の貸付事業に協力し、対象世帯の生活の安定を図るために必要な援助活動を行います。

資金の貸付を受ける場合、民生委員や社会福祉協議会、自立相談支援機関等の相談支援・指導を受けていただくことが前提となります。

連帯借受人・連帯保証人とは

連帯借受人

- 技能習得を目的とした福祉資金（福祉費）や教育支援資金においては、学生等が借受人となるため、その世帯の生計中心者が「連帯借受人」となる必要があります。

連帯保証人

- 原則として、貸付申込者（借受世帯）と別世帯の「連帯保証人」を立てる必要があり、借受世帯の償還困難時には債務を履行することができる者に限ります。
- 保証人が立てられない場合は、据置期間経過後、年1.5%の貸付利子がかかります。

貸付の対象になる方

低所得世帯

世帯の所得が一定の所得以下（生活保護法に基づく生活保護基準額の1.75倍程度）の世帯で、必要な資金について他から融資を受けることができない世帯。

障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者の属する世帯。

高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯。

その他

各種税金等の滞納及び多額の債務（現在延滞している債務を含む）がある場合は、支払いの見通しを立てていただいたうえで、お申込みください。

対象とならない方

- 暴力団員の属する世帯。
- 公務員、民生委員、社協職員の属する世帯。
- 既に生活福祉資金等を借り入れていて、滞納している者の属する世帯及びその連帯保証人。
- 過去に生活福祉資金等を借り入れて、償還免除となっている者。
- 破産手続中（予定）または個人再生手続中（予定）の者。

